

市川市地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定
に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準

(目的)

第1条 この基準は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（以下「施行規則」という。）第12条の2の3第1項の規定に基づき、市川市が行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号の規定による認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設との随意契約に際し、当該施設において製作された物品の買い入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することを認定するため、必要な事項を規定することを目的とする。

(認定基準)

第2条 次の各号すべてに該当するものについて、施行令第167条の2第1項第3号に規定する、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設のうち当該施設において製作された物品の買い入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資するものと認定する。

- (1) 生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として都道府県等の認定を受けていること。
- (2) 生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業を実践していること。
- (3) 就労訓練事業の実施に際し、市川市の生活困窮者を受け入れること。
- (4) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (5) 法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) 市川市暴力団排除に関する条例第2条に規定する暴力団等に該当していないこと。
- (8) 税を滞納していないこと。
- (9) その他、市長が必要と認めること。

(認定の申請)

第3条 前条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式第1号）に、誓約書（様式第2号）及び必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前条に規定による認定申請書の提出があつたときは、施行規則第12条の2の3第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、認定事業者として認定をしたときは生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式第3号）により、認定しないこととしたときは生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式第4号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(実態調査)

第5条 市長は、第2条の規定に該当することを確認するために必要と認めたときは、当該申請者を訪問し、現場の確認及び聴き取り等の実態調査を行うことができる。

(認定事業所の公表)

第6条 市長は、第4条第2項の認定を受けた者について、名簿を作成し公表する。

(認定事項の変更)

第7条 第4条第2項の認定を受けた者が、認定事項に変更が生じたときは、速やかに変更届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第8条 第4条第2項の認定を受けた者が、認定を辞退するときは、辞退届(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定事業者としての認定を受けた後に、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取消すことができる。

- (1) 生活困窮者就労訓練事業の認定を辞退したとき又は取消されたとき
- (2) 営業を廃止又は休止したとき
- (3) 申請内容又は添付書類の記載事項を故意に偽ったとき
- (4) 契約の履行にあたり、不誠実又は不正な行為があったとき
- (5) 他の認定事業者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき
- (6) 事業の実施に際し、法律上必要とする資格を有しなくなったとき
- (7) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき
- (8) その他、事業者の認定にふさわしくないと市長が認めたとき

2 市長は、前項の規定に基づき、認定事業者の認定を取消すこととしたときは、速やかに生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書(様式第7号)により、当該認定事業者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(報告)

第10条 認定事業者は、市長からの報告の求めがあったときは、速やかに報告をしなければならない。

(事務)

第11条 この基準に関する事務は、市川市福祉部地域共生課において実施する。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、令和3年3月24日から施行する